

第 2 章 防火対象物等の取扱いに関する基準

基準 1	令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	・・・防 1-1
基準 2	消防用設備等の設置単位に関する基準	・・・防 2-1
基準 3	階数及び床面積の解釈に関する基準	・・・防 3-1
基準 4	避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準	・・・防 4-1
基準 5	シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準	・・・防 5-1
基準 6	電気設備が設置されている部分等に係る取扱いに関する基準	・・・防 6-1
基準 7	火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	・・・防 7-1
基準 8	令 8 区画及び共住区画の取扱いに関する基準	・・・防 8-1
基準 9	収容人員の算定に関する基準	・・・防 9-1

基準 1 令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

令別表第 1 に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第 1－1 表を参考とすること。

(昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号及び消防安第 41 号)

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する 2 以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第 1 に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第 1 条の 2 第 2 項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物（第 1－2 表 (A) 欄に掲げる防火対象物。以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第 1－2 表 (B) 欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の (ア) から (ウ) までに該当するもの。 ※ (昭和 50 年 11 月 5 日消防安第 158 号)

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の (a) 及び (b) に該当し、第 1－2 表 (C) 欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便する形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入する形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a、(a) 及び (b) に該当し、かつ、第 1－2 表 (D) 欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の 90% 以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300㎡未満である場合における当該独立した用途（令別表第 1 (2) 項二、(5) 項イ若しくは (6) 項イ (1) から (3) まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表 (6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を除く。）に供される部分。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

※ただし同一項、イ、ロ、ハの(1)～(5)などにあつては単一項として取り扱う。

(4) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

※① 一般住宅は、前（2）、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

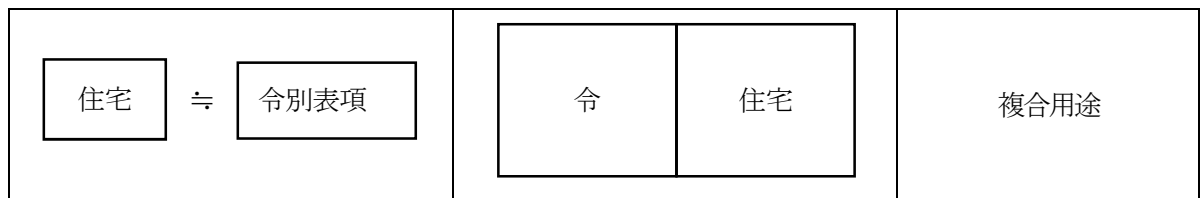
② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

項目	例示	項
住宅 > 令別表項で 50㎡以下 のもの	住宅 令	一般住宅
住宅 < 令別表項で 50㎡を超 えるもの	令 住宅	令別表項
住宅 > 令別表項で 50㎡を超 えるもの	住宅 令	複合用途



- (5) 法第10条1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (6) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

(1) 単項用途防火対象物の取扱い

単項用途防火対象物は、延べ面積50㎡を超えるものとする。(令別表第1(2)項ニ、5項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。))の用途に供される部分が存するものは除く。)

(2) 複合用途防火対象物の取扱い

ア 前1、(2)又は(4)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、特定用途部分(政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。)が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(政令別表第1(2)項ニ、5項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。))の用途に供される部分が存するものは除く。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

(ア) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

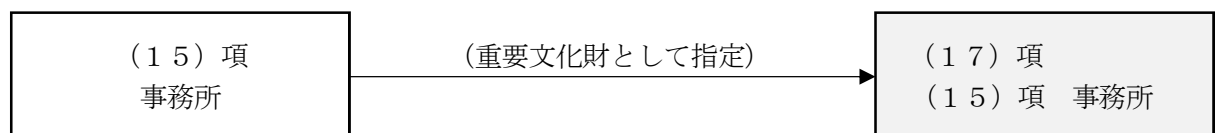
(イ) 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

イ 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

ウ 重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。)として指定された建築物の取扱いは次によること。

(ア) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

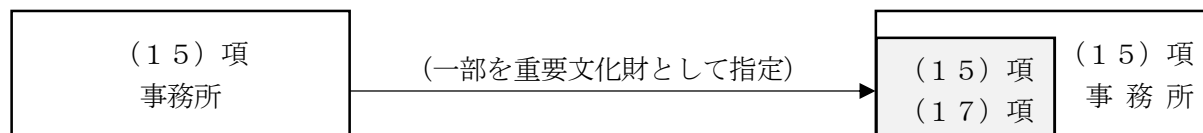
【例】



(イ) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物である他、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物である他、(17)項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。

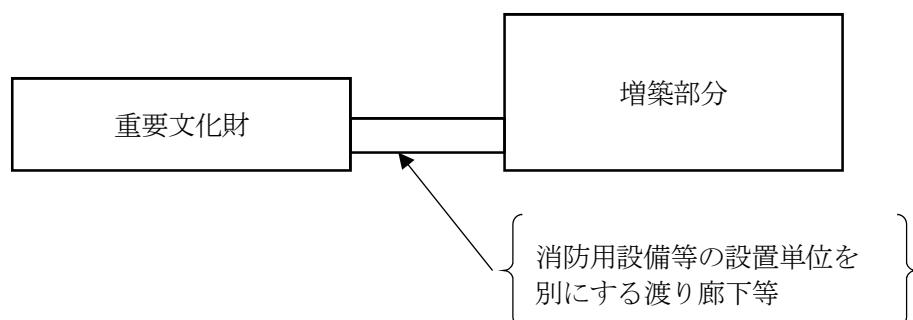
【例】



(ウ) 重要文化財として指定されている防火対象物に令別表第1(1)項から(16の2)項までに掲げる防火対象物を増築(法第17条の2の5第2項に該当)した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、令第32条の適用若しくは第2章基準2消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準の適用について考慮する。

【例】



第1-1表 令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(1) 項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とはスポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に閲覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1) 項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。
(2) 項イ	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2) 項ロ	1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンス教習所は、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう（個室においてサービスを提供するものを除く。）。

(2) 項ハ	1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、（2）項ニ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。 2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。） 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等、既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。 2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項） （1）浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号） （2）個室を設け当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号） （3）専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として令で定めるものを経営する営業（同項第3号） ※ 風営法第2条第6項第3号の令で定める興行場は、次のアからウに掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「風営令」という。）第2条） ア ノードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ※ 本項に該当するものは「姿態をみせる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、（2）項ニに該当する。 イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服
--------	---	---	---

			を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場 (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する令で定める施設(令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業(同項第4号) (5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業(同項第5号) (6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい令で定める次のもの(同項第6号) 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはそのた画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する業者(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。)(風営令第5条) 3 規則第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ(店舗形態を有するものに限る。)のことをいう。
(2) 項二	1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。 2 総務省令で定める店舗は、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 (3) 風営令第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場)	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ(個室(これに類する施設を含む。))を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗)、テレホンクラブ、個室ビデオ	1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。(風営法第2条第9項)

			4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号））のうち、映像を見せるものに限定している。 5 本項に規定する個室にについては、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
(3) 項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5) 項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター、ウィークリーマンション（昭和23年法律第138号）の適用のあるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用のあるもの）	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。

			なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等であること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設に居ること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 旅館業法の適用対象となる施設（第2条第5項に規定される下宿営業を除く。）が本項に該当するものであること。
(5) 項ロ	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、シェアハウス（ゲストハウス）	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。
(6) 項イ（1）	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。 1 診療科中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他総務規則で定める診療科名をいう。）を有すること。 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。		1 消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第5条第3項の体制をいう。 2 特定診療科目とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科目のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。 3 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（(6) 項イ（3）において同じ。）。
(6) 項イ（2）	次のいずれにも該当する診療所をいう。 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		1 特定診療科目とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科目名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるものの以外をいう。 2 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第7条に規定する病床数をいう。）が4以上であるものをいうこと。 3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院

			させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう((6)項イ(3)、(4)において同じ。)
(6) 項イ (3)	病院((6) 項イ (1) に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((6) 項イ (2) に掲げるものを除く。) 又は入所施設を有する助産所をいう。	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数のためその業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう((6) 項イ (4) に同じ。)
(6) 項イ (4)	患者を入所させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	医院、クリニック	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 2 あん摩マッサージ指圧施術、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6) 項ロ (1)	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2)		
	2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な物を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の4)		
	3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な物を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の5)		
	4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1 (参考：老人福祉法第20条の6)	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、経費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームB型のうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するにはあ不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活以上必要な便宜を供与する施設をいう。

	5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。※1 （参考：老人福祉法第29条）		サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、（6）項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により（6）項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設として、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 （参考：介護保険法第8条28項）	（老人保健施設）	老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。
	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。 （参考：老人福祉法第5条の2第4項）		
	8 小規模多機能型居宅事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康管理の確認その他の日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※2（参考：老人福祉法第5条の2第6項）		

	9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の援助を行う事業を行うための施設をいう。 (参考：老人福祉法第5条の2第6項)	認知症高齢者グループホーム	
	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとしては、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。 ※1 (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター 宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6) 項ロ (2)	救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条2項)		
(6) 項ロ (3)	乳児院とは乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条)		
(6) 項ロ (4)	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第42条)	1 福祉型障害児入所施設 2 医療型障害児入所施設	1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知能技能の付与を行うものをいう。 2 医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行うものをいう。

(6) 項ロ (5)	1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下、のぞみの園という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する規則（平成26年厚生労働規則第5号）第1条第2号から7号までに定める「障害者支援区分」をいう。）4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。
	2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）		
	3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）	障害者グループホーム	
(6) 項ハ (1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（擁護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の2の2）		1 生活相談のみを行うものは、本稿に含まれない。（(15)として取り扱う。） 2 宿泊サービスを伴うものは、(6) 項ロ (1) 又は (6) 項ハ (1) その他これらに類するものに含まれる。
	2 軽費老人ホーム（(6) 項ロ (1) に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。

	※1 (参考：老人福祉法第20条の6)		3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊ができない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7)	1 老人福祉センター（A型） 例：老人福祉センター、福祉会館 2 老人福祉センター（B型） 例：シルバーセンター、いきいの家、老人館在宅介護支援センター	1 老人福祉センター（A型）とは、無料又は低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター（B型）とは、老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15項)として取扱う。)
	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7の2)	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15)項として取扱う。)
	5 有料老人ホーム（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ、若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。※1 (参考：老人福祉法第29条)		サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局なされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6 老人デイサービスを行なう施設とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(その養護者を含む。)等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法等の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。		1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない。((15)項として取扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。

	(参考：老人福祉法第5条の2第3項) 7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（（6）項）ロ（1）に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。※2（参考：老人福祉法第5条の2第5項）		
	8 その他これらに類するものとして総務規則で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 （1）避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。※1 （2）避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6) 項ハ（2）	厚生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法第38条第3項)		
(6) 項ハ（3）	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第36条) 2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※託児所が保育場必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。 なお、住居と兼用しているものは含まれない。 (参考：児童福祉法第39条)	1 認可保育所 2 保育室 3 事業所内保育所	1 保育所のうち、国、都若しくは区市町村設置するもの又は国、都及び区市町村以外のものが児童福祉法第35条第4項による都知事の認可を得て設置するものをいう。 2 保育室設置基準に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、都費の補助対象となっているもの。 3 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。

		4 院内保育所 5 ベビーホテル 6 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）	4 事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。 5 次の条件のうち、いずれか1つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 (1) 午後7時以降の保育を行っているもの。 (2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの 6 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、滋賀県知事の認定を受けた以下の3つの施設をいう（滋賀県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年12月28日滋賀県条例第70号））。 (1) 幼稚園型認定こども園 ※類型が「接続型」又は「並列型」に該当するものに限る。 認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。 (2) 保育所型認定こども園 認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。 (3) 地方裁量型認定こども園 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすもの。
	3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。 （参考：就学前の子どもに関する教育、保育所等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第9条）		
	4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第44条）	（虚弱児施設）	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適切な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74業）により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
	5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指		

	導を行い、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条)		
	6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生規則の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条の2)	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない((15)項として取扱う。)
	7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第7項)		
	8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第9項)		
	9 その他これらに類するものとして総務規則で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項ロに掲げるものを除く。)とする。		
(6) 項ハ(4)	1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条)	1 福祉型児童発達支援センター 2 医療型児童発達支援センター	1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう
	2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒不安定を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条の2)		
	3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練をその他厚生労働省で定める便宜を供与するための施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第2項)		

	4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 （参考：児童福祉法第6条の2の2第4項）		
(6) 項ハ(5)	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 （参考：身体障害者福祉法第31条）	身体障害者福祉センターA型（都道府県又は指定都市が設置するもの）、身体障害者福祉センターB型（駆使または社会福祉法人が設置するもの）、在宅障害者デイサービス施設、障害者厚生センター（障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設）	
	2 障害者支援施設（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行訓練を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害者支援区分4以上の者が入所者の8割以下のものをいう。※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）		
	3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項）		
	4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項）	身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
	5 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、	障害者通所事業所、障害者生活介護事業所	

生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)		
6 短期入所（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)		
7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)	1 自立訓練（機能訓練）事業所 2 自立訓練（生活訓練）事業所	1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常訓練又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。
8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項)		
9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)	1 就労継続支援（A型）事業所 2 就労継続支援（B型）事業所	1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必

	10 共同生活援助を行う施設（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行なう施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。 ※3 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）	障害者グループホーム	要な訓練や支援を行うものをいう。
(6) 項ニ	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。（参考：学校教育法第72条）		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらずなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。 なお、幼稚園型認定こども園の内、類型が「単独型」に該当するものは当該項に該当するものとして取扱う。
(7) 項	1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 3 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行なう学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。

(8) 項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	郷土館、記念館	
(9) 項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低温の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯で共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	1 (9) 項イに同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。
(10) 項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12) 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的低いものをいう。	授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		

(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては0.60キロワット以下
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業場とは、(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売り場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。

		レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場	
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16の2) 項	法第8条の2第1項で定義されているため省略（地下街）		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まないものであること。
(16の3) 項	令別表第1で定義されているため省略 建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改

			札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（２段階下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離２０ｍを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。
(１７) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第４３号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		
(１８) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。 延長五十メートル以上のアーケード		
(１９) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		
(２０) 項	規則第５条で定義されているため省略		

※１ 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」の判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の店員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者の居室の定員の割合を確認すること。

要介護者用の居室とは、介護保険法第７項第１項に定める要介護状態区分が１以上の者を入居させる居室をいうこと。

なお、避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できないこと等の理由から自力避難困難である者が要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについては、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」として取り扱うこと。

※２ 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。

※３ 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の判定に当たっては、障害支援区分４以上の者の割合を、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること

※４ 避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。

第１－２表

(Ａ)	(Ｂ) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(Ｃ) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(Ｄ) 密接な関係を有する部分	
(１) 項 イ	<u>舞台部</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣裳部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、 <u>舞台装置及び営繕のための作業室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u>	<u>展示博物館</u> 、 <u>プレイガイド</u> 、 <u>プロダクション</u> 、 <u>観覧場の会議室及びホール</u>	

(1) 項 ロ	<u>集会室、会議室、ホール、宴会場</u> その他上欄を準用する	<u>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場</u> 、クロー ク	<u>展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育 室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談 話室、結婚式場</u>	
(2) 項 イ	<u>客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、 更衣室</u>	<u>託児室、専用駐車場</u> 、クローク		
(2) 項 ロ	<u>遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待 合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフ ロアー、舞台部、客席</u>	<u>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場</u> 、クロー ク、談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2) 項 ハ	<u>客室、通信機械室、リネン室、物品庫、 更衣室、舞台部、休憩室、事務室</u>	<u>託児室、専用駐車場、売店</u> 、クローク		
(2) 項 ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コ ーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3) 項 イ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	<u>専用駐車場、結婚式場、売店</u> 、ロビー		
(3) 項 ロ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	<u>専用駐車場、結婚式場、託児室</u>	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4) 項	<u>売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務 室</u>	<u>専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結 婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室</u>	<u>催物場</u> （展示博物館を含む）、貸衣裳室、 料理・美容等の生活教室、現金自動支払機 室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項 イ	<u>宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、 浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室</u>	<u>娯楽室、バー、ビヤガーデン、両替所、旅 行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、 診療室、図書室、喫茶室</u>	<u>宴会場、会議室、結婚式場、売店</u> （連続式 形態のものを含む。）、展望施設、プール 、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項 ロ	<u>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室 、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、 物置、管理人室</u>	<u>売店、専用駐車場</u> 、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅館業法（昭和23年法律第138号）の 適用対象でない来客用宿泊室は、当該用途に 供するものとして扱う。
(6) 項 イ	<u>診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬 局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室 、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リ</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室 、理容室、浴室、ティールーム</u>	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舍又は看護学 校の部分は、（5）項ロ又は（7）項の用途 に供するものとして扱う。

	<u>ネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書館</u>			
(6) 項 ロ	<u>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</u>	<u>売店、専用駐車場</u>		
(6) 項 ハ	<u>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</u>	<u>売店、専用駐車場</u>		
(6) 項 ニ	<u>教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書館</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場</u>	音楽教室、学習塾	
(7) 項	<u>教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場</u>	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	<u>閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場</u>		
(9) 項 イ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室</u>		
(9) 項 ロ	<u>脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室</u>	有料洗濯室	
(1 0) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場</u>	理容室、両替所	
(1 1) 項	<u>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室</u>	<u>宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）</u> 、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(1 2) 項 イ	<u>作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室</u>		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(1 2) 項 ロ	<u>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ</u>		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として（１）項に該当する。
(1 3) 項 イ	<u>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</u>	<u>食堂、売店</u>		

(1 3) 項 口		<u>格納庫、修理場、休憩室、更衣室</u>	<u>専用駐車場</u>		
(1 4) 項		<u>物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、展示場</u>		
(15) 項	事 務 所 金 融 機 関 官 公 署 研 究 所	<u>事務室、休憩室、会議室</u> 、ホール、物品庫 (商品倉庫を含む。)	<u>食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、</u>	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーデトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として（1）項に該当する（以下、本項において同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新 聞 社	<u>事務室、休憩室、会議室</u> 、ホール	<u>食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、</u>	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	市民センター 文化センター 児童館 老人館	<u>事務室</u> 、集会室、談話室、図書室、ホール	<u>食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室</u>	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研 修 所	<u>事務室</u> 、教室、体育室	<u>食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場</u>		研修のための宿泊室は、（5）項口の用途に供するものとして扱う。
	観 覧 席 を 有 し な い 体 育 館	体育室、更衣室、控室、浴室	<u>食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場</u>	映写室、図書室、集会室、展示博物館	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

(注) 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。

基準 2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物には、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項をいう。）のない限り、棟であり、敷地を単位とするものではないものとする。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下この基準において同じ。）
地下連絡路（その他これらに類するものを含む。（天井部分が直接外気に常時開放されている、いわゆるドライエリア形式のものを除く。以下この基準において同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのもをいう。以下この基準において同じ。）により接続されている場合は、1棟として取り扱うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができる。
(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次に適合する場合
ア 渡り廊下は、可燃性物品等を存置せず、通行又は運搬の用途のみに供され、絶えず通行上支障がない状態にあること。
イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。
ウ 接続される建築物相互の距離は、1階にあっては6mを超え、2階以上の階にあっては10mを超えること。ただし、次の（ア）から（ウ）に適合する場合は、この限りでない。
（ア）接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）が、次のa又はbであること。
a 耐火構造又は防火構造で造られているもの
b a以外のものには、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されているもの
（イ）（ア）の外壁及び屋根に開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。以下この基準において「防火戸」という。）が設けられている場合には、この限りでない。
（ウ）渡り廊下が、次のa又はbであること。
a 吹き抜け等の開放式のもので、かつ、当該渡り廊下の両端の建築物との接続部の開口部に、随時開くことができる自動閉鎖装置付又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火戸を設けたもの。ただし、渡り廊下で接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては3m以上、2階以上の階にあっては5m以上である場合には、随時開くことができる自動閉鎖装置付又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造としないことができる。
b a以外のもので次に適合するもの
（a）建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
（b）渡り廊下の両端の建築物との接続部に設けられた出入口の部分の面積は、いずれも4㎡以下であり、当該部分は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
（c）自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように、又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリ

ンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものは、この限りでない。

(d) (c)の自然排煙用開口部には、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものには、渡り廊下の幅員の1/3以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものには、おのおのの外壁に渡り廊下の1/3以上の長さで高さ1m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

(e) (c)の機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものには、非常電源が付置されているものであること。

(2) 建築物と建築物が、地下連絡路で接続されている場合で、次に適合する場合

ア 接続される建築物及び地下連絡路が接続されている階の部分の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、可燃性物品等を存置せず、通行又は運搬の用途のみに供され、絶えず通行上支障がない状態にあること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井、壁及び床の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互間の距離をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さについては、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の壁及び床で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積は、いずれも4㎡以下であること。

キ オの出入口には、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造のものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、前号ウ（ウ）b(e)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次に適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検のための開口部又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の壁及び床で区画されていること。

イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、かつ、その内部の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合には、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものには、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で、換気のために常時開放状態にあるものには、防火ダンパーが設けられていること。

3 前項本文のただし書きの規定については、建築物が渡り廊下、地下連絡路、洞道その他これらに

類するもので接続されていることで、建築基準法上1棟と取り扱われている場合にも適用することができる。

4 第2項第1号の用語の意義は、次の各号に定めるところによること。

(1) イの「渡り廊下の有効幅員」とは、渡り廊下の内壁間の距離とする。

(2) ウ本文及びウ(ウ) aの「建築物相互間の距離」とは、次の各号によること。

ア 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離とする。

イ 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離とする。

(3) ウ(ア)の「渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分」には、外壁のうち、渡り廊下の床面線より下方の部分は含まないこと。

(4) ウ(イ) bの「スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備」の設置についての技術上の基準は、令第12条第2項並びに規則第14条及び第15条の規定によること。

(5) ウ(イ)の「ただし、面積4㎡」とは、1の建築物の外壁及び屋根に設けられた開口部の合計面積とし、各階の渡り廊下ごとに判定すること。

(6) ウ(ウ) b(c)の「排煙上有効な位置」とは、建基令第126条の3の規定に準ずること。

(7) ウ(ウ) b(e)の「非常電源」は、接続される建築物の用途にかかわらず、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によることとし、その設置については、第2章、基準24によるほか、容量は、当該設備を有効に30分間以上作動できること。

(8) ウ(ウ) b(d)「渡り廊下の1/3以上の長さ」とは、渡り廊下幅員の中心線の長さの1/3以上の長さとする。

基準 3 階数及び床面積の解釈に関する基準

令、規則及び条例における消防用設備等の技術上の基準を運用する場合の防火対象物に係る階数及び床面積の解釈については、次の各項によること。

- 1 階数については、建基令第2条第1項第8号の規定の例によること。
- 2 床面積については、特別の場合を除くほか、別記の「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）の規定の例によること。
- 3 前項に定める特別な場合とは、次に定める場合をいう。
 - (1) 倉庫内に積荷用の作業床が存する場合は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状の部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。
 - (2) 駐車のために供する部分の床面積は、次により算定すること。
 - ア 主として自動車を駐車する部分のほか、これに接する駐車場内の車路、駐車場に至る傾斜路、進入路等、駐車する部分が存しないものを含む。☆
 - イ 自走部分を有さず、パレットに車両を乗せ、昇降機等の機械装置により駐車させる構造のもの（例、メリーゴーランド式立体駐車場、リフト式多段式駐車場等）には、外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって床面積とする。◇
 - ウ グレーチング床等で築造された自走部分を有する立体駐車場の床面積は、グレーチング床等の壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって各層の床面積とする。◇
 - (3) 駅舎のプラットホーム、跨線橋等の床面積は、上屋を有し、かつ、床としての形態を有している部分すべてを算入する。◇
 - (4) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
 - ア 改札口内は、軌道部分を除き、すべてを算入する。
 - イ 改札口外のコンコース等には、乗降の用に供すると認識される部分すべてを算入する。ただし、当該コンコースなどが他の地下歩道等と接続され、管理シャッター等により区画される場合には当該部分までを床面積として算入することができる。
 - (5) 地下街の床面積は、公共の用に供される地下歩道（地下駅舎の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）の部分のほか、地上から当該地下街へ至る階段及び傾斜路の部分も含めて算定すること。ただし、前号により算定した地下駅舎の部分は算入しないこと。
 - (6) その他1及び2により算定することが適当でない場合 ◇
 - (7) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存在する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。
※危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

別記 床面積の算定方法について

昭和61年4月30日 建設省住指発第115号
建設省住宅局建築指導課長より 特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

(3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準じる。

(4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

(5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。

ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

- イ 下端の床面からの高さが、30 cm以上であること。
- ロ 周囲の外壁面から水平距離50 cm以上突き出していないこと。
- ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊り上げ式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15 m²を、床面積として算入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2 m²を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

- イ 軸組工法の場合
柱の中心線
- ロ 桝組壁工法の場合
壁を構成する桝組材の中心線
- ハ 丸太組工法の場合
丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、P C板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

- イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合
胴縁等の中心線
- ロ イ以外の場合
P C板、A L C板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準

令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

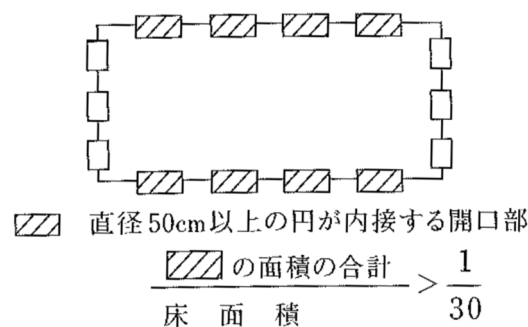
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の2によるほか細部については、次により運用する。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

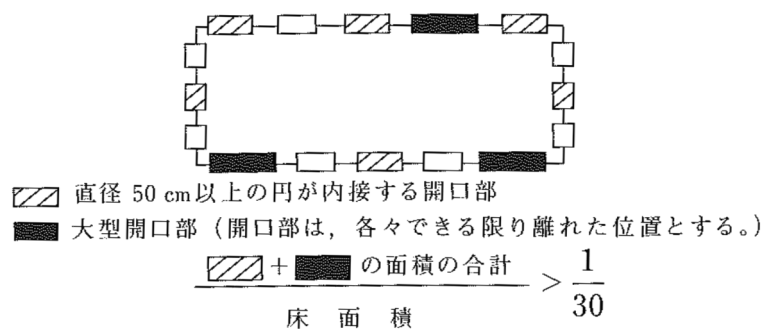
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の $\frac{1}{30}$ を超える階であること。（第4-1図参照）



第4-1図

(2) 10階以下の階

前(1)の割合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（第4-2図参照）



第4-2図

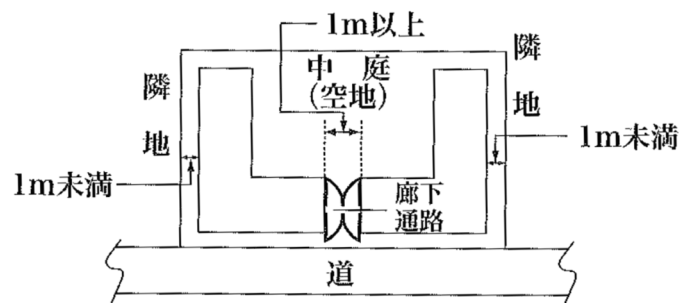
2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、規則第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

- ウ 高さはおおむね30cm以内、奥行きは30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
 - オ 避難上支障のないよう設けられていること。
- (2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
 - イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。
 - ウ 通路にフェンス等がある場合は1.2m以下若しくは、外部内部より容易に開放できる扉（有効幅0.75m以上）を設けること。1m以内の空地又は道路にある樹木、へい及びその他の工作物により避難及び消火活動に支障のないもの。
 - エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。
 - オ 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。（第4-3図参照）
- (ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1m以上であること。
 - (イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
 - (ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
 - (エ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
 - (オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の1/2以上を確保できること。



第4-3図

3 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の2第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。（第1表参照）
- ア はめ殺しの窓等
- (ア) 普通板ガラス（旧 JIS R 3201）、フロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）又は熱線反射ガラス（JIS R 3221）（ガラスの厚さが8ミリ以下のもの（厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。））
 - (イ) 強化ガラス（JIS R 3206）又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが5ミリ以下のもの）
 - (ウ) ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの

- (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもの
- (エ) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもの
- (オ) 前 (ア) 又は (イ) に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス (通称 Low-E 膜付きガラス)
- (カ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ を超え $400\mu\text{m}$ 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (ク) 複層ガラス (JIS R 3209) で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前 (ア) から (キ) までのいずれかにより構成されているもの
- (ケ) 前 (ア) から (ク) まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの
- イ 屋内でロックされている窓等
- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (ガラスの厚さが 8 ミリ以下のもの。ただし、厚さが 6 ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2m^2 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2 m 以下のものに限る。)
- (イ) 網入板ガラス (JIS R 3204) 又は線入板ガラス (JIS R 3204) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (ガラスの厚さが 6.8 ミリ以下のもの)
- (ウ) 前 (イ) 以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの (ガラスの厚さが 10 ミリ以下のもの)
- (エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (ガラスの厚さが 5 ミリ以下のもの)
- (オ) 合わせガラス (JIS R 3205) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの (フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+PVB 3.0mil 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB 3.0mil 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下)
- (カ) 前 (オ) 以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの (フロート板ガラス 5.0 ミリ以下+PVB 6.0mil 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB 6.0mil 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、フロート板ガラス 3.0 ミリ以下+PVB 6.0mil 以下+型板ガラス 4.0 ミリ以下)
- (キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) から (カ) までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ク) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) から (カ) までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ケ) 前 (ア) から (カ) までのいずれかに Low-E 膜付きガラスで、当該ガラスを一部破壊すること

により外部から開放することができるもの

(コ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ を超え $400\mu\text{m}$ 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）から（エ）までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(サ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）から（エ）までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(シ) 複層ガラス入り窓等で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前（ア）から（サ）（前（ウ）及び前（ウ）に前（キ）から（サ）に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

※ 当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものとは、破壊窓の大きさが各辺 15cm 以上で破壊した窓から容易に解錠できるものであること

（※平成 19 年 3 月 27 日付消防予第 111 号）

ウ 前ア及びイ以外の窓等

(ア) 前（ア）及びイ（ア）から（エ）まで（これらに前イ（キ）から（サ）までに示す加工をしたものを含む。）に示す合わせガラス以外のガラス及び前イ（オ）、（カ）まで（これらに前イ（キ）から（ケ）までに示す加工をしたものを含む。）に示すガラス以外の合わせガラスの取扱い、平成 19 年 3 月 27 日付消防予第 111 号によるものとする

エ 軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が 1.0mm 以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

(ア) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(イ) 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの（バール等を数回使用すれば解放できるもの）

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう

(ウ) 水圧解錠装置付のもの又は他の開口部から進入して内部から容易に開放することができるもの（開口部とは、同一区画内の近接する開口部をいう。）

ただし、水圧解錠装置については、消防隊が容易に解錠操作を行うことができるもの（本章基準 5 に適合しているものに限る。）

(エ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基令第 126 条の 7 第 5 号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(オ) 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

オ 防火設備（シャッター）の開口部

(ア) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(イ) 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、消防隊が容易に開放操作を行うことができるもの（本章基準 5 に適合しているものに限る。）

カ 二重窓等

(ア) はめ殺しの窓等で、ア（ア）又は（イ）に掲げるもの

(イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ 前記アからカまでに掲げる以外のもの

- 一部を自動火災報知設備の起動と連動、及び停電時に開放または開錠するもの
- ク 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障のない場合に限る。）
- （２）開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第２表により判断するものであること。

第１表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

開口部の条件 ガラス開口部の種類			無窓階判定（規則第５条の２）			
			足場有り	足場なし		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルム A	窓ガラス用フィルム B
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 8 ミリ以下 (厚さが 6 ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2 m ² 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2m 以下のものに限る。)	引き違い F I X	○ ○	○ ○	○ ○	△ ×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 ミリ以下	引き違い F I X	△ ×	△ ×	△ ×	△ ×
	厚さ 10 ミリ以下	引き違い F I X	△ ×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 ミリ以下	引き違い F I X	○ ○	○ ○	○ ○	△ ×
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラル) 30mil(膜厚 0.76 mm) 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラル) 30mil(膜厚 0.76mm) 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス 5.0 ミリ以下+PVB6(ポリビニルブチラル) 60mil(膜厚 1.52mm) 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラル) 60mil(膜厚 1.52mm) 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス 3.0 ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラル)	引き違い	△	×	×	×

	60mil(膜厚 1.52mm)以下+型 板ガラス 4.0 ミリ以下	F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ 6.8 ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。					

【備考】

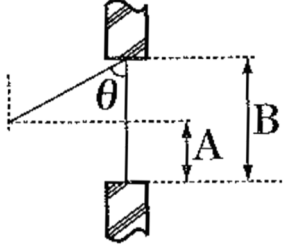
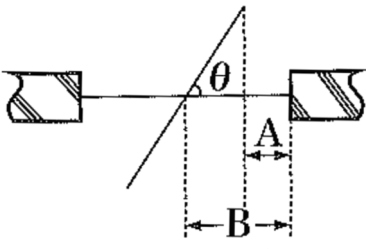
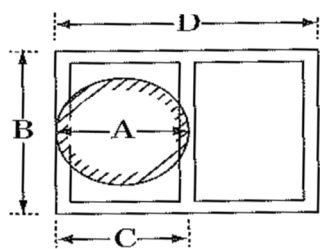
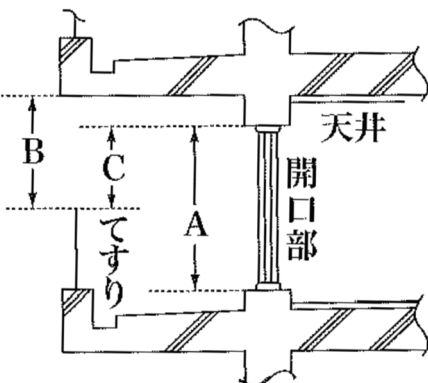
- 1 ガラスの厚さの単位は、日本工業規格（JIS）において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基令第 126 条の 7 第 5 号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルム A」は、次のものをいう。
 - （1）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （2）塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （3）低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 8 「窓ガラス用フィルム B」は、次のものをいう。
 - （1）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μ m を超え 400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （2）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルム A、窓ガラス用フィルム B）同じ判定であること。

【凡例】 ○：規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違いの場合概ね 1/2 の面積で算定する。）を規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

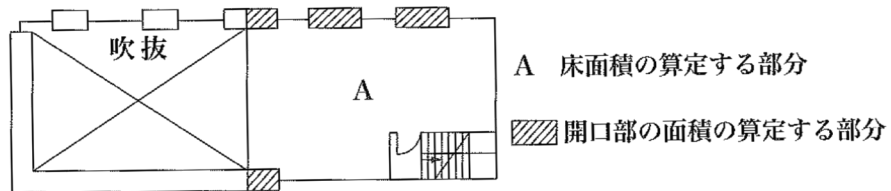
×：規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第2表 開口部の有効寸法の算定方法

	型 式	判 断
突出し窓	 (注) θ は、最大開口角度 (0度～90度)	Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$
回転窓	 (注) θ は、最大開口角度 (0度～90度)	Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 (注) 1 A及び$C=\frac{1}{2}D$ 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接	A又は$B\times C$とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B=1.0\text{m}$ (0.65m) 以上 $C=0.45\text{m}$ (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合
外壁側にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上でてすりの高さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。

4 その他

- (1) 営業中は、規則第5条の2で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- (2) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。(第6-4図参照)
- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第6-4図

基準5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準

※(昭和52年12月19日消防予第251号)

- 1 屋外から水圧によって開放することができる装置(以下この基準において「水圧開放装置」という。)は、次に定めるところによること。
 - (1)「シャッター等」とは次に掲げるもの又はこれらと同等以上の構造、性能及び機能を有するものであること。
 - ア JIS A 4704(軽量シャッター)
 - イ JIS A 4705(防火シャッター構成部材)
 - ウ JIS A 4702(鋼製及びアルミニウム合金製ドア)
 - (2)「水圧開放装置」とは、動力消防ポンプ(動力消防ポンプの技術上の規格を定める規則第2条に定めるものをいう。以下この基準において同じ。)による注水によってシャッター等を開放する装置で、次に掲げる方式のものであること。
 - ア シャッター等の施錠を開放する方式のもの
 - イ シャッター等を開放する方式のもの
 - ウ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの(非常電源が付置されたものに限る。)
 - (3)水圧開放装置の構造及び性能は、次によること。
 - ア 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び保守点検並びに付属部品取替が容易にできるものであること。
 - イ シャッター等への取付けは、的確にでき、かつ、容易にゆるまないものであること。
 - ウ シャッター等の通常の開閉操作及び機能に支障をきたさないものであること。
 - エ 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。
 - オ 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。
 - カ 注水口は、異物を容易に挿入できない構造であること。
 - キ 注水して水圧開放装置又はシャッター等が開放した後は、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。
 - ク 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。
 - ケ 温度又は湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。
 - コ シャッター等を開放する方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。
 - (ア) シャッター等に水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。
 - (イ) 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動し、その後人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。
 - サ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。
 - (ア) 非常電源は、「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号)又は「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合する自家発電設備又は蓄電池設備であること。
 - (イ) 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。
 - a 600V二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
 - b 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は「耐火電線の基準」(昭和53年消防庁告示第7号)に適合する電線を使用する場合は、この限りではない。
 - c 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。
 - (4)水圧開放装置は、「シャッター等の水圧開閉装置に関する取り扱いについて」(昭和52年12月19日消防予第251号)による安全センターの評定品を用いること。

2 水圧開放装置の設置については、次によること。

(1) 水圧開放装置の注水口は、床面（放水を行う消防隊員の立ち位置）からの高さが1 m以下となる箇所に設けること。

(2) 水圧開放装置の注水口の直近に、容易に消えないように次による表示をすること。

ア 表示面は、反射塗料とし、黄色の地に赤色の「消」の文字とすること。

イ 文字の大きさは、50 mm 平方以上とすること。

(3) 前号の表示の周囲には、これを遮り、又はこれとまぎらわしい広告物、掲示物等を設けないこと。

基準6 電気設備が設置されている部分等に係る取扱いに関する基準

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分の取扱いについては、次の各項に定めるところによる。

- 1 令第13条第1項の表の上欄の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が含まれる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
 - (1) 配電盤又は分電盤
 - (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの
 - (3) 電気設備のうち、容量（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）が20KVA未満のもの
- 2 令第13条第1項の表の上欄の「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」（以下この基準において「電気設備」という。）が設置されている部分の「床面積」とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいう。ただし、不燃材料の壁、天井若しくは床又は建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画された部分に設置されている場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。
- 3 令第13条第1項の表の上欄「その他多量の火気を使用する部分」には、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等で最大消費熱量（最大入力）の合計が126万キロジュール以上のものが設置されている場所が含まれる。
- 4 令第13条第1項の表の上欄の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分「床面積」とは、第2項の規定の例により算定した面積をいう。

基準7 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

- 1 規則第18条第4項第1号、第19条第6項第5号、第20条第5項及び第21条第5項に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、壁面のうち一の長辺を含む二面以上に、又は天井面に、常時直接外気に開放されている開口部（以下この基準において「開口部」という。）が存し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場所であること。☆
 - (1) 開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上である場所
 - (2) 防火対象物の1階又は避難階の部分で、地上から容易に手動操作又は遠隔操作により同時に開放することができる開口部の面積の合計が、当該床面積の20%以上である場所
- 2 前項の開口部は、次の各号によること。☆
 - (1) 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から0.3m以上離れていること。
 - (2) 壁面の天井面から下方2m以内の部分又は天井面部分に設けられた開口部面積の合計は、次のア又はイによること。
 - ア 前項第1号に該当する場所は、当該床面積の7.5%以上であること。
 - イ 前項第2号に該当する場所は、当該床面積の10%以上であること。

基準 8 令 8 区画及び共住区画の取扱いに関する基準

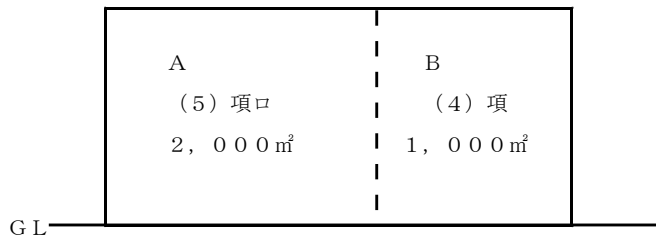
1 令 8 区画の取扱いは、次の各号によること。

(1) 令 8 区画とは、令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画をいう。

(2) 令 8 区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次のアからウまでによること。

ア 令 8 区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8－1 図の例によること。

第 8－1 図 (16) 項イ 延べ 3,000 m²

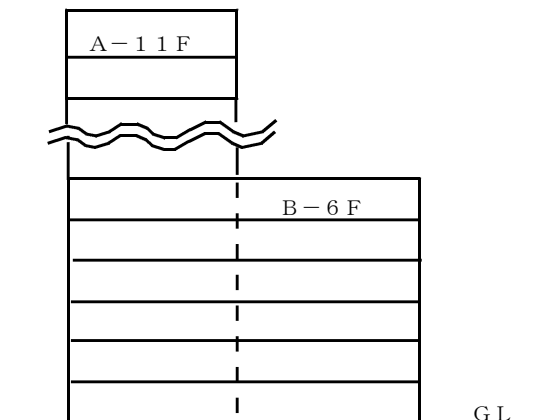


判定 Aは延べ面積 2,000 m²の(5)項口の防火対象物として、Bは延べ面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物としそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

備考 - - は、令 8 区画を示す。(以下第 1 項の図中において同じ。)

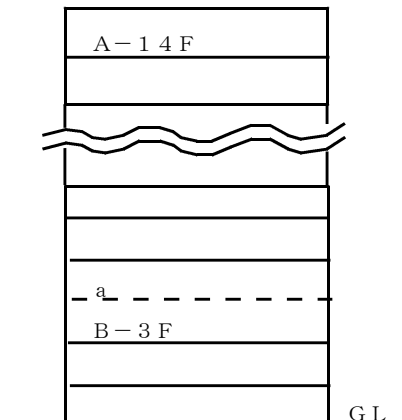
イ 令 8 区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8－2 図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第 8－3 図の例によること。

第 8－2 図



判定 Aは階数 11 の防火対象物として、Bは階数 6 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

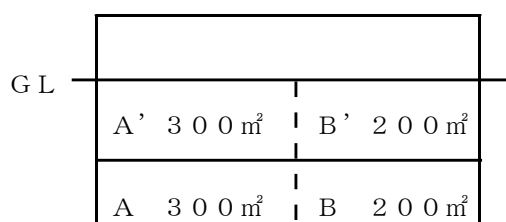
第 8－3 図



判定 Aは階数 14 の防火対象物として、Bは階数 3 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 令 8 区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を 1 の階の床面積とみなし、第 8－4 図の例によること。

第 8－4 図



判定 地階部分の床面積の合計は、700 m²以上(1,000 m²)であるが、A + A' と B + B' は地階において、それぞれ 700 m²未満となるので、令第 28 条の第 2 項を適用しない。

(3) 令8区画の構造は、次のアからウまでによること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等で堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。（第8-5図及び第8-6図参照）ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含み幅3.6m以上にわたり耐火構造（建基法において、当該外壁又は屋根において要求される耐火性能時間以上の耐火性能をいう。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次の（ア）又は（イ）のいずれかの場合には、この限りでない。

なお、この場合、令8区画を介して両側はそれぞれ1.8m以上を耐火構造とすること。☆

（第8-7図及び第8-8図参照）

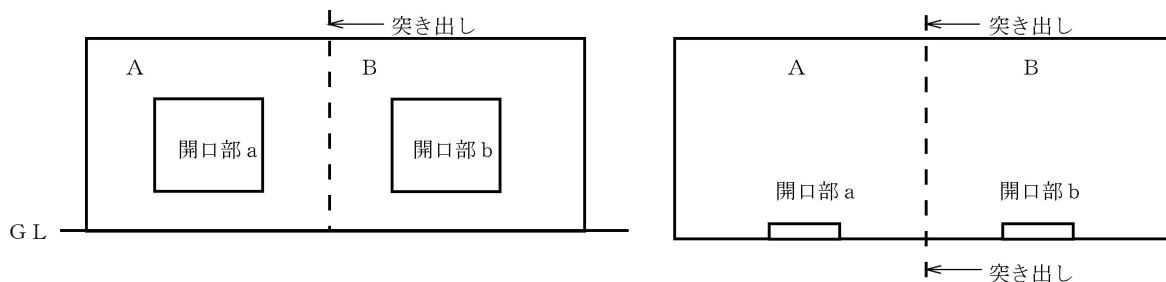
（ア）開口部が設けられていないこと。

（イ）開口部を設ける場合は、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸（以下この基準において「防火戸」という。）が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して0.9m以上離れていること。

第8-5図 垂直に令8区画し、突き出しを設けた例

（立面図）

（平面図）

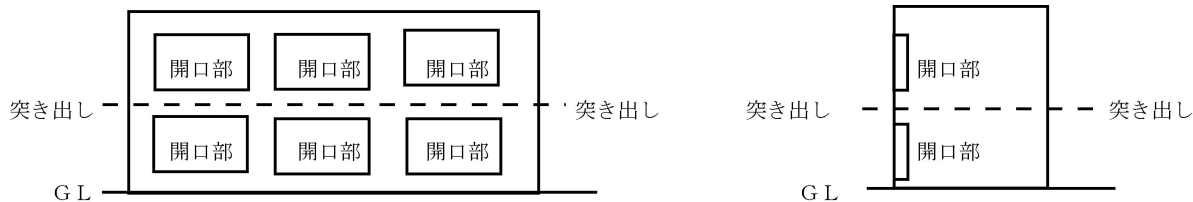


備考 区画を介して設けられている開口部a及び開口部bに距離規制及び防火上の規制はない。

第8-6図 水平に令8区画し、突き出しを設けた例

（立面図—正面）

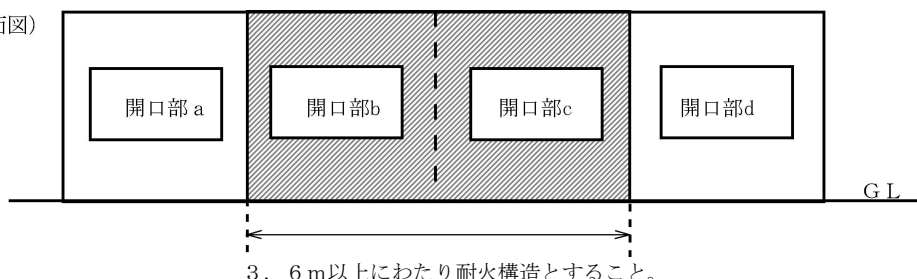
（立面図—側面）



備考 区画を介して設けられている開口部に距離規制及び防火上の規制はない。

第8-7図 突き出しを設けずに垂直に令8区画した例

（立面図）

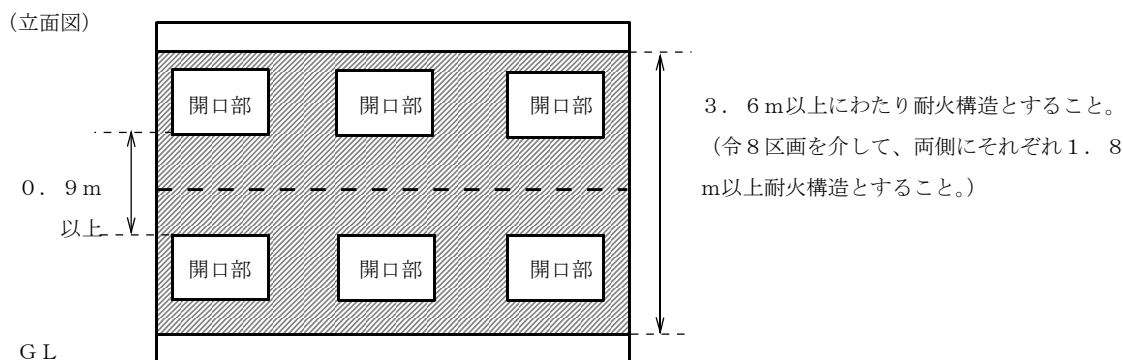


3.6m以上にわたり耐火構造とすること。

（令8区画を介して、両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造とすること。）

備考 開口部b及び開口部cは、令8区画を介して、0.9m以上離し、かつ、防火戸とすること。

第8－8図 突き出しを設けなくて水平に令8区画した例



備考 各開口部は、令8区画を介して、0.9 m以上離し、かつ、防火戸とすること。

(4) 配管（充水されている消火設備の配管を除く。）は、原則として令8区画を貫通することができない。

ただし、次のアからオまでに適合する場合は、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる。（第8－1表参照）

ア 配管の用途は、給水管、排水管及び排水管に付属する通気管であること。

イ 1の配管は、口径200 mm以下のものであること。

ウ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合は、当該可燃物が配管の表面に接触しないように措置すること。

エ 配管の種類は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。

（ア）安全センターにおいて性能評価を受けている配管

（イ）鋼管等

a 鋼管

J I S G 3442（水道用亜鉛めっき鋼管）、J I S G 3452（配管用炭素鋼鋼管）若しくはJ I S G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

b 鋳鉄管

J I S G 5525（排水用鋳鉄管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

（ウ）鋼管等と同様の取扱いができる配管

a 日本水道鋼管協会規格（以下この基準において、「W S P」という。）032（排水用タールエポキシ塗装鋼管）

b 次の（a）から（f）までの配管のうち、その内部が常に充水されているもの

（a）日本水道協会規格（以下この基準において、「J W W A」という。）G115（水道用ステンレス鋼管）、K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（b）J W W A K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

（c）J W W A K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（d）W S P 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

（e）W S P 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

（f）W S P 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

オ 配管及び貫通部の処理は、次のアからカまでによること。

（ア）配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300 mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものは、直径300 mm円に相当する面積以下であること。

（イ）配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200 mm以下の場合にあっては200 mm）以上であること。

（ウ）配管及び貫通部は、一体で建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

(エ) 貫通部の処理は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

(オ) 前エ (ア) の配管は、(ア) から (エ) までによるほか、当該配管の性能評定書によること。

(カ) 前エ (イ) 及び (ウ) の配管は、(ア) から (エ) までによるほか、「令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」(平成 8 年 3 月 27 日消防予第 47 号、以下この基準において「47 号通知」という。) 及び「令 8 区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて」(平成 8 年 12 月 24 日消防予第 263 号、以下この基準において「263 号通知」という。) によること。

2 共住区画の取扱いは、次の各号によること。

(1) 共住区画とは、第 3 章、基準 1、第 3 項第 3 号ウに規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画をいう。

(2) 共住区画の構造は、次のアからエまでに適合すること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、軽量気泡コンクリート造、補強コンクリートブロック造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第 107 条第 1 号に定める耐火構造に求められる耐火性能を有すること。

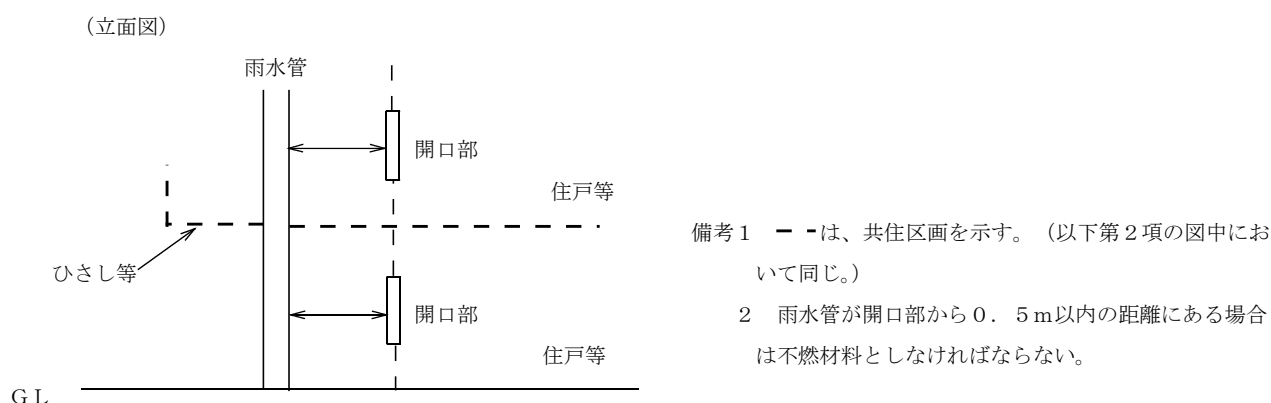
ウ 共住区画された部分の外部に面する開口部から、当該区画された他の部分への延焼を防止するために、当該区画を介して隣接する開口部が、外壁面から 0.5 m 以上突き出した建基令第 107 条第 1 号に規定されている 1 時間以上の耐火性能を有する床と同等以上の耐火性能を有するひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下この基準で「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られていること。

なお、このひさし等に次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する開口部等を設けることができる。

(ア) 「避難器具用ハッチの基準について」(平成 4 年 4 月 15 日消防予第 85 号) の規定に適合する避難器具用ハッチ

(イ) 雨水管（ただし、ひさし等に面する開口部の両端から 0.5 m 以内となる範囲に設けるものは不燃材料とすること。）(第 8—9 図参照)

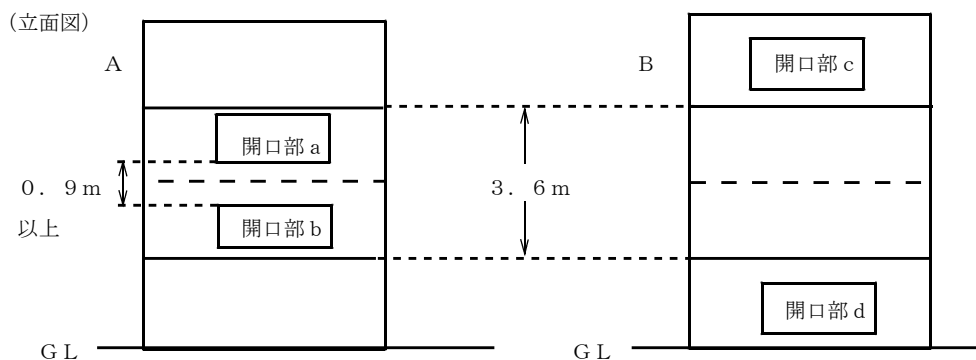
第 8—9 図 ひさし等に雨水管を設けた場合の例



エ 前ウの規定にかかわらず、区画を介して隣接する開口部（通気口、換気口等を設ける部分の前面が開放されており、かつ、当該通気口、換気口等の直径が 150 mm 以下の防火ダンパー付きのもの又は開口面積が 100 cm²以下のものを除く。）相互の距離を 0.9 m 以上とした場合は、ひさし等を設けないことができる。

なお、この場合、上下の位置関係となる開口部（開口部相互の距離が 0.9 m 以上 3.6 m 未満のものに限る。）には、防火戸を設けること。(第 8—10 図参照)

第8-10図 ひさし等を設けない場合の上下間の開口部の関係



備考1 Aの場合、開口部aと開口部bの間の距離は、0.9m以上確保されているが、3.6m以下となるため、エなお書きにより、防火戸としなければならない。

2 Bの場合、開口部cと開口部dの間の距離は、3.6m以上確保されているため、エなお書きの適用は受けない。

(3) 配管(充水している消火設備の配管を除く。)は、原則として共住区画を貫通することができない。

ただし、第1項第4号に適合する場合は、当該区画を貫通する配管等及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる。(第8-1表参照)

なお、この場合、配管等の用途は、第1項第4号アに掲げるもののほか、次のアからオまでによること。

ア 空調用冷温水管

イ ガス管

ウ 冷媒管

エ 配電管

オ 空調ダクト(住戸等と共用部分との間の防火区画に限る。)◇

第8-1表 令8区画及び共住区画を貫通する配管の取扱い

用 途	配管等		区画	
	種	別	令8区画	共住区画
給 排 水 管 通 気 管	安全センター性能評定品		○(*1) (口径200mm以下)	
	鋼管	JIS G 3442	○(*2) (口径200mm以下)	
		JIS G 3452		
		JIS G 3454		
	鋳鉄管	JIS G 5525	○(*2、*3) (口径200mm以下)	
	WSP	032		
空調用冷温水管		JWWA G115	○(*2、*3) (口径200mm以下)	
ガ ス 管		WSP 011、JWWA K116		
冷 媒 管		WSP 039、JWWA K132		
配 電 管 等		WSP 054、JWWA K140		
空 調 ダ ク ト			×	○(*1) (口径200mm以下)
			×	○(*1、*4)
			×	○(*5)

*1 安全センターの性能評定品で、施工方法、適用範囲及び評定条件は性能評定書によること。

*2 47号通知及び263号通知に適合すること。

*3 配管内部が常に充水されているもの。

*4 施工方法は、建基令第112条第15項及び同第129条の2の5第1項第7号の規定によること。(建設省告示は除く。)

なお、財団法人日本建築センター防災性能評定済み工法によることができる。

*5 住戸等と共用部分との間の防火区画に限る。

基準 9 収容人員の算定に関する基準

1 共通の取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である。(令第2条が適用される場合を除く。)が、令第24条の適用については棟単位又は階単位、令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物(令第2条の適用を受ける防火対象物)は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、規則第1条の3の規定を適用すること。
- (5) 従業員の取扱いは次によること。
 - ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)は、従業者として取り扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に参入すること。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
 - イ 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。
 - ア ソファ等はいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席
 - ウ 掘りごたつ
 - エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
- (8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

2 令別表第1の各項ごとの取扱い

- (1)(2)項及び(3)項の防火対象物
 - ア キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。
 - イ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。
- (2)(5)項の防火対象物

和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人あたりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- (3)(6)項の防火対象物

予約診療制度を実施している診療所等についても規則第1条の3によって算定すること。

3 収容人員の算定要領

(1) 令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

規則第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。

ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

ア 算定要素の定義

(ア)「客席の部分」とは、次の表の部分を用いる。

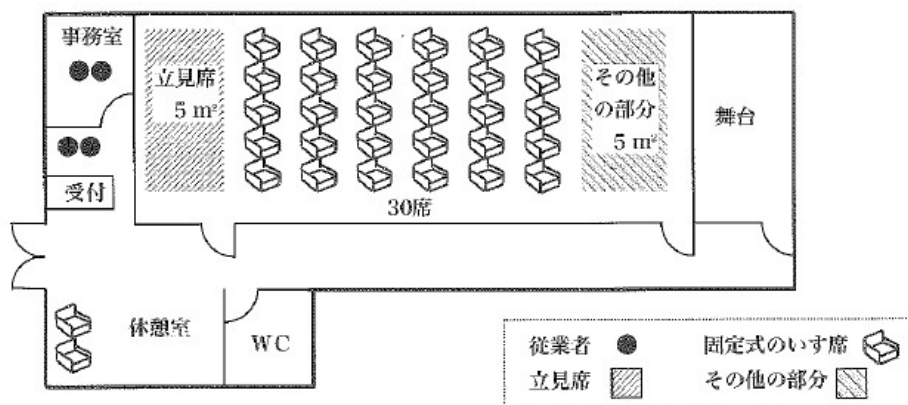
用 途	客 席 の 部 分
劇 場 ・ 映 画 館	演劇、音楽、映画等を観賞するためにいす席等が設置されている部分
演 芸 場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観 覧 場	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公 会 堂 ・ 集 会 場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

(イ)「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等をする部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まれない。

(ウ)「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定(移動式)のいす席を設ける部分、大入場(追込場)を設ける部分や世席の和風さじき、国技館のます席などを指す。

イ 算定例

(1) 項イ：劇場



(ア) 従業者 4人

(イ) 客席の固定式いす席 30席

(ウ) 立見席を設ける部分の床面積 5 m²

(エ) その他の部分の床面積 5 m²

$$4 \text{ (人)} + 30 \text{ (席)} + 5 \text{ (m}^2\text{)} \div 0.2 \text{ (m}^2\text{)} + 5 \text{ (m}^2\text{)} \div 0.5 \text{ (m}^2\text{)} = 69$$

となり、収容人員は69人となる。

注) 休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。

(2) 令別表第1 (2) 項、(3) 項

(キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等)

規則第1条の3第1項 (表)

【遊技場】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
- 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

【その他のもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

ア 算定要素の定義

(ア)「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行なわせる施設をいう。

(イ)「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の遊技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。

- a パチンコ等は1、囲碁、将棋、ビリヤード等は2、マージャン等は4
- b ボーリングは、レーンに付属するいすの数
- c ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数
- d ルーレットゲーム等人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数
- e a～d以外で遊技人数が明確に限定できるものにあっては、その数
- f a～eにより遊技人数を算定できない場合には、遊技卓、盤、機械等の数

(ウ)「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所固定式のいす席が設けられている場合をいう。

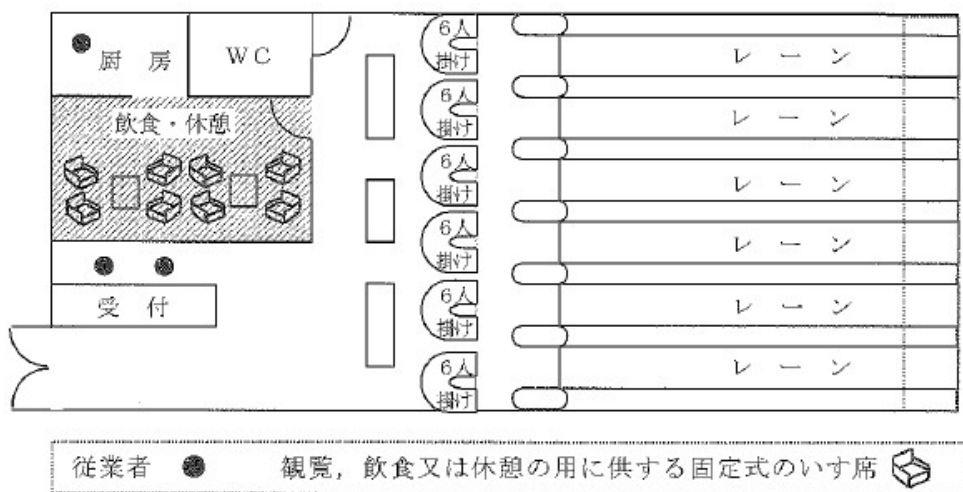
- a ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
- b 前a以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

(エ)「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(オ)「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。

イ 算定例

(2) 項ロ：ボーリング場



(ア) 従業員 3人

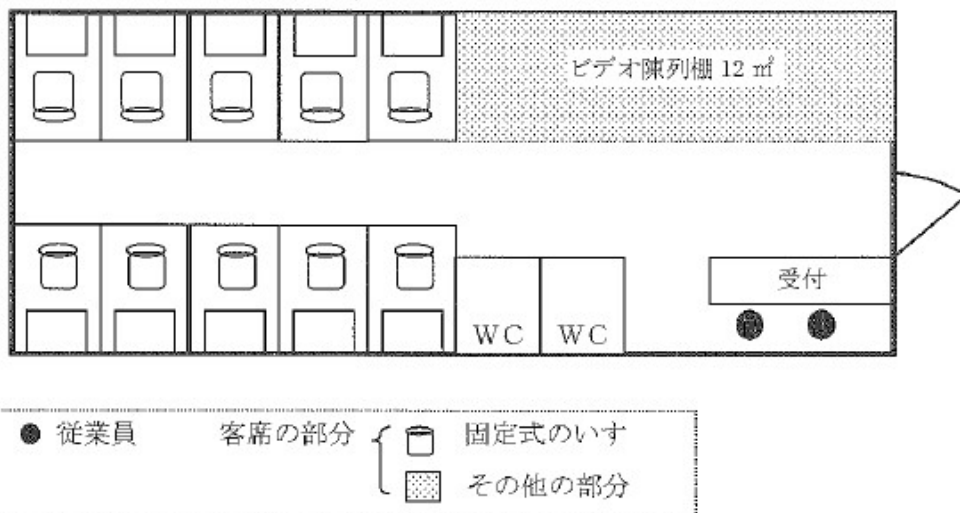
(イ) レーンに付属するいすの数 36席

(ウ) 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定いす席 8席

$$3 \text{ (人)} + 36 \text{ (席)} + 8 \text{ (個)} = 47$$

となり、収容人員は47人となる。

(2) 項ニ：個室ビデオ店



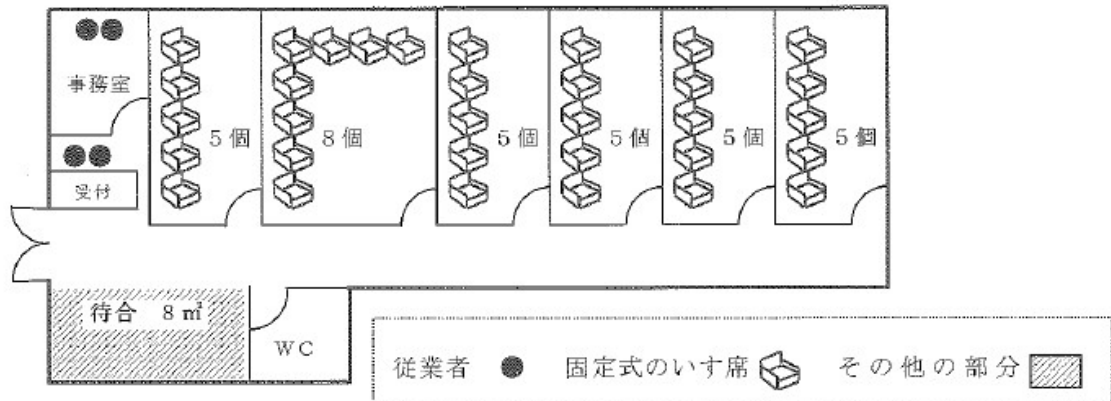
(ア) 従業員の数 2人

(イ) 客席の部分 (固定式のいす10席、その他の部分12㎡)

$$2 \text{ (人)} + 10 \text{ (席)} + (12 \text{ (㎡)} \div 3 \text{ (㎡)}) = 16$$

となり、収容人員は16人となる。

(2) 項ニ：カラオケボックス



(ア) 従業者 4人

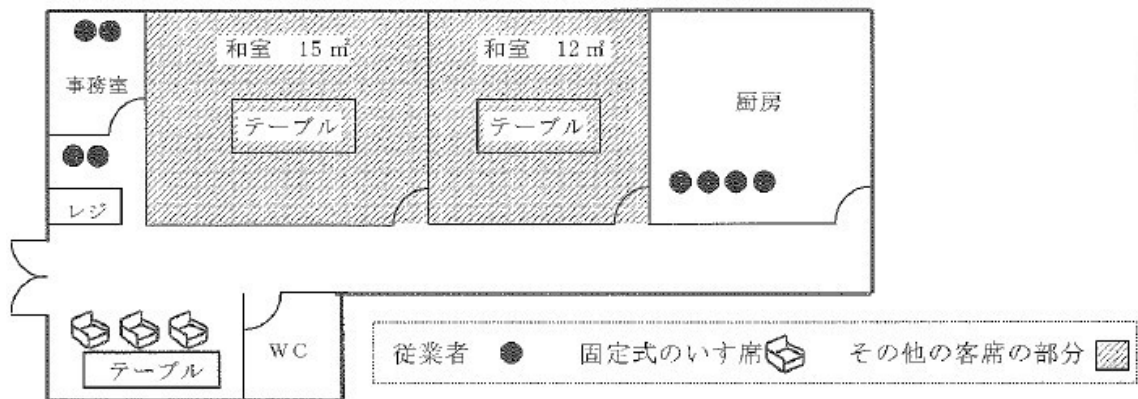
(イ) 固定いす席 33席

(ウ) その他の部分 8 m²

$$4 \text{ (人)} + 33 \text{ (席)} + (8 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)) = 39$$

となり、収容人員は39人となる。

(3) 項ロ：飲食店



(ア) 従業者 8人

(イ) 固定式のいす席 3席

(ウ) その他の客席の部分 27 m²

$$8 \text{ (人)} + 3 \text{ (席)} + (27 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)) = 20$$

となり、収容人員は20人となる。

(3) 令別表第1 (4) 項 (百貨店、物品販売店舗等)

規則第1条の3第1項 (表)

次に掲げる数を合算して算定する。

一 従業者の数

二 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を四平方メートルで除して得た数

ア 算定要素の定義

(ア) 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

- a 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設
- b 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場
- c 空調機械室、電気室等の設備室
- d 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分
- e その他従業者だけが使用する部分

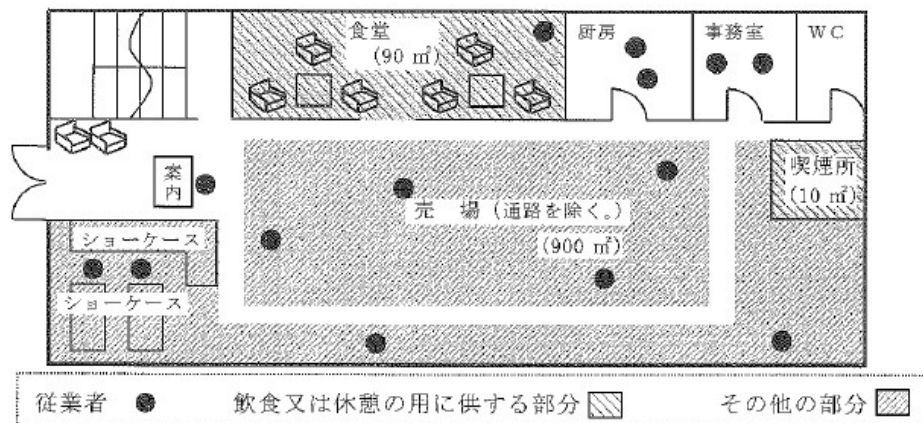
(イ)「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

- a レストラン、喫茶、その他の飲食店
- b 喫煙場所、子どもの遊び場等の商品陳列のない部分
- c その他の飲食及び休憩の用に供する部分

(ウ)「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

イ 算定例

(4) 項：百貨店



(ア) 従業者 14人

(イ) 飲食又は休憩の用に供する部分の面積 $90\text{ m}^2 + 10\text{ m}^2 = 100\text{ m}^2$

(ウ) その他の部分の面積 900 m^2

$$14 (\text{人}) + 7 (100 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2)) + (900 (\text{m}^2) \div 4 (\text{m}^2)) = 272$$

となり、収容人員は、272人となる。

(4) 令別表第1 (5) 項イ (旅館、ホテル)

規則第1条の3第1項 (表)

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数
 - ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6平方メートル (簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3平方メートル) で除して得た数
- 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数 (1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) とする。
 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

ア 算定要素の定義

(ア)「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

- a シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。
- b 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。

(5) 令別表第1 (5) 項ロ (寄宿所、共同住宅等)

規則第1条の3第1項 (表)

居住者の数により算定する。

※ ただし、共同住宅等の居住者が確定するまでの間における収容人員の算定は次によるものとする。

○ 共同住宅等の収容人員の算定方法

共同住宅等の収容人員の算定にあたっては、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A3302-2000)」 (以下「基準書」という。) を参考に、次のいずれかにより算定するものとする。

① 共同住宅等の部屋タイプ別収容人員 (居住者) を次表のとおりとして当該共同住宅等の収容人員を算定 (平成 25 年 3 月 29 日付、湖広消防発第 343 号)

部屋タイプ	収容人員
1 K・1 DK	2 人
1 LDK・2 K・2 DK	3. 5 人
2 LK・2 LDK・3 K・3 DK	4 人
3 LDK・4 DK	4. 5 人
4 LDK	5 人

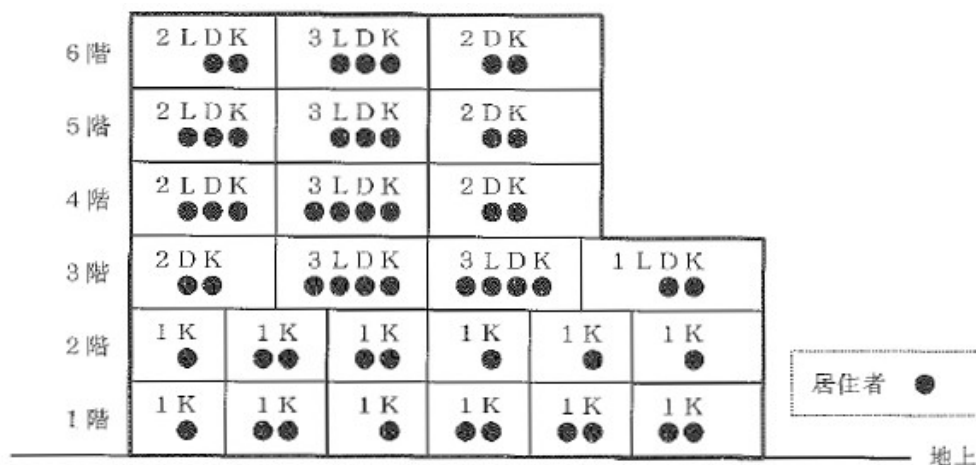
② 建築計画等において「基準書」により算定された共同住宅の処理対象人員をもって当該建築物の共同住宅等の収容人員とし、階別の収容人員算定にあつては、延べ面積に対する当該階の共同住宅等が占有する面積比率を求め、全体収容人員に乗じて得られた数値を当該階の共同住宅等の収容人員 (居住者) として算定

ア 算定要素の定義

「居住者」とは、寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者をいう。

イ 算定例

(5) 項ロ：共同住宅



上図の共同住宅の場合は、

$$(6 \text{ 戸} \times 1 \text{ 人}) + (12 \text{ 戸} \times 2 \text{ 人}) + (4 \text{ 戸} \times 3 \text{ 人}) + (3 \text{ 戸} \times 4 \text{ 人}) = 54 \text{ (人)}$$

となり、収容人員は54人となる。

(6) 令別表第1 (6) 項イ (病院、診療所等)

規則第1条の3第1項 (表)

次に掲げる数を合算して算定する。

- 一 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数
- 二 病室内にある病床の数
- 三 待合室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数

ア 算定要素の定義

(ア)「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。

(イ)「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

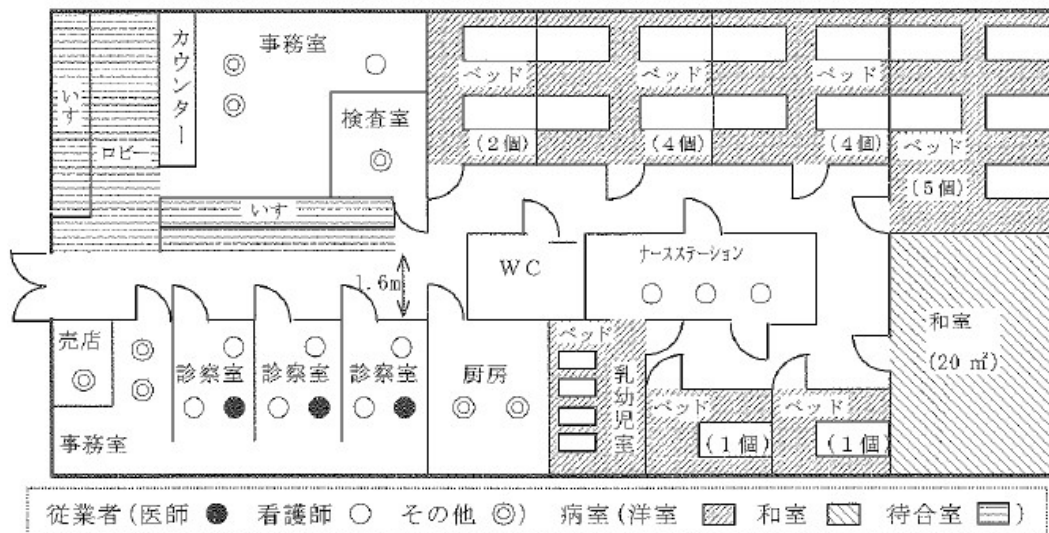
- a 洋室タイプはベッド数
- b 和室タイプは、和室の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数
- c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

(ウ)「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

- a 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
- b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の床面積
 - (a) 両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6 m の部分とし、廊下の部分を除く面積
 - (b) 前 (a) 以外の場合、廊下を幅員 1.2 m の部分とし、廊下の部分を除く面積
- c 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

イ 算定例

(6) 項イ：病院



(ア) 21人(従業員 医師3人、看護師10人、その他8人)

(イ) 病室

- a 洋室 ベッド数 17個
- b 和室 床面積 20 m^2
- c 乳幼児用ベッド 4個

(ウ) 待合室の床面積

$21(\text{人}) + 17(\text{個}) + 20(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) + 4(\text{個}) + 40(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) = 61$
となり、収容人員は、61人となる。

(7) 令別表第1(6)項ロ、ハ及びニ

(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等)

規則第1条の3第1項(表)

【ロ及びハに掲げるもの】

従業員の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

【ニに掲げるもの】

教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

ア 算定要素の定義

(ア)「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

(イ)「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

(8) 令別表第1 (7) 項 (小学校、中学校、高等学校、大学等)

規則第1条の3第1項 (表)

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

ア 算定要素の定義

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

(9) 令別表第1 (8) 項 (図書館、美術館等)

規則第1条の3第1項 (表)

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

ア 算定要素の定義

(ア)「閲覧室」の取扱いは、次によること。

a 開架 (自由に入れる書棚部分をいう。) と閲覧 (児童用閲覧を含む。) が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

b CD等の視聴室、フィルム等の視聴室についても閲覧室として扱うこと。

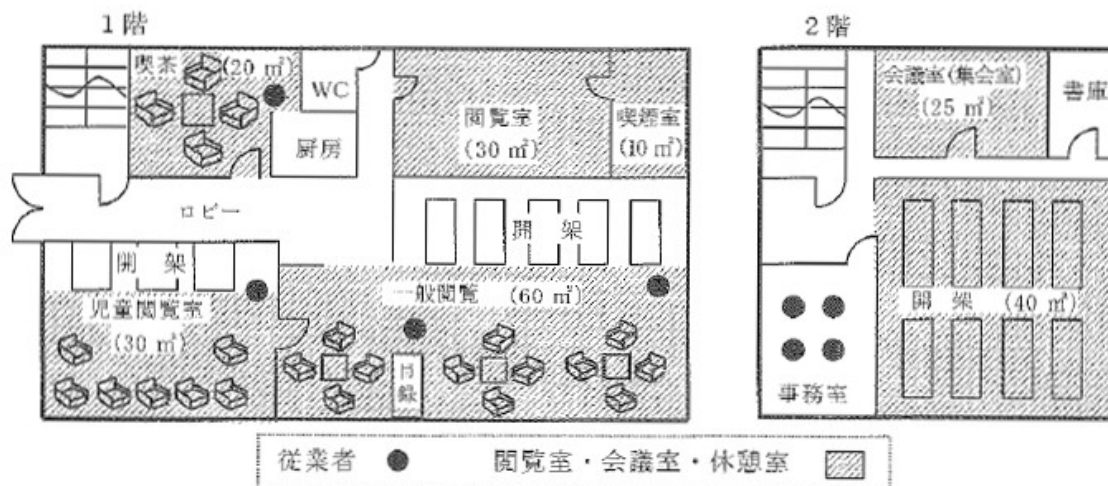
(イ) 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示、展覧室」の床面積に算入すること。

(ウ) 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

(エ) 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。

イ 算定例

(8) 項 : 図書館



(ア) 従業者 8人

(イ) 閲覧室等の床面積 $20 + 30 + 10 + 30 + 60 + 25 + 40 = 215 \text{ m}^2$

$$8 \text{ (人)} + (215 \text{ m}^2 \div 3 \text{ (m}^2)) = 79$$

となり、収容人員は、79人となる。

(10) 令別表第1(9)項(公衆浴場、熱気浴場等)

規則第1条の3第1項(表)

従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

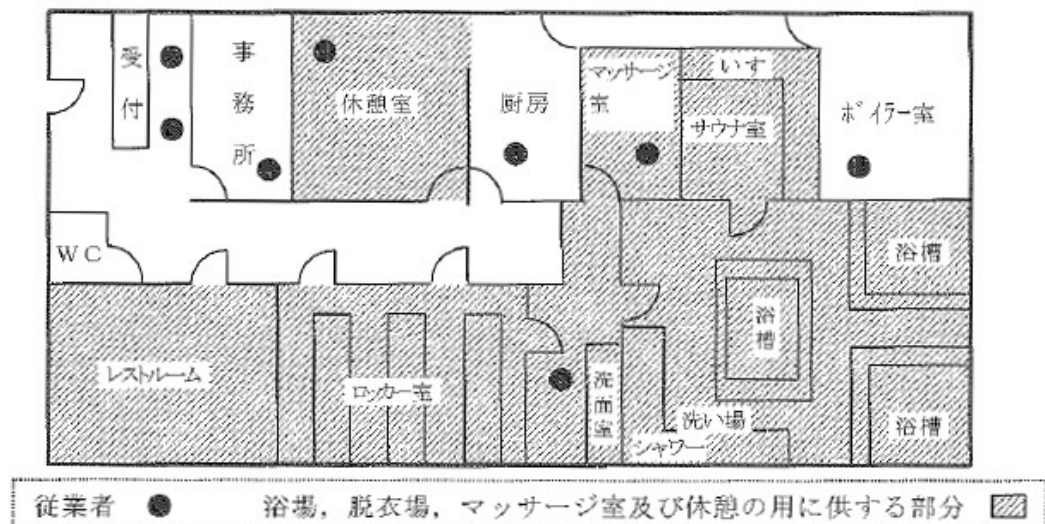
ア 算定要素の定義

(ア) 「浴場」には釜場、火たき場は含まれない。

(イ) トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。

イ 算定例

(9) 項イ：熱気浴場(サウナ)



(ア) 従業者 8人

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積 300 m^2

$$8 \text{ (人)} + (300 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)) = 108$$

となり、収容人員は、108人となる。

(11) 令別表第1(11)項(神社、教会等)

規則第1条の3第1項(表)

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

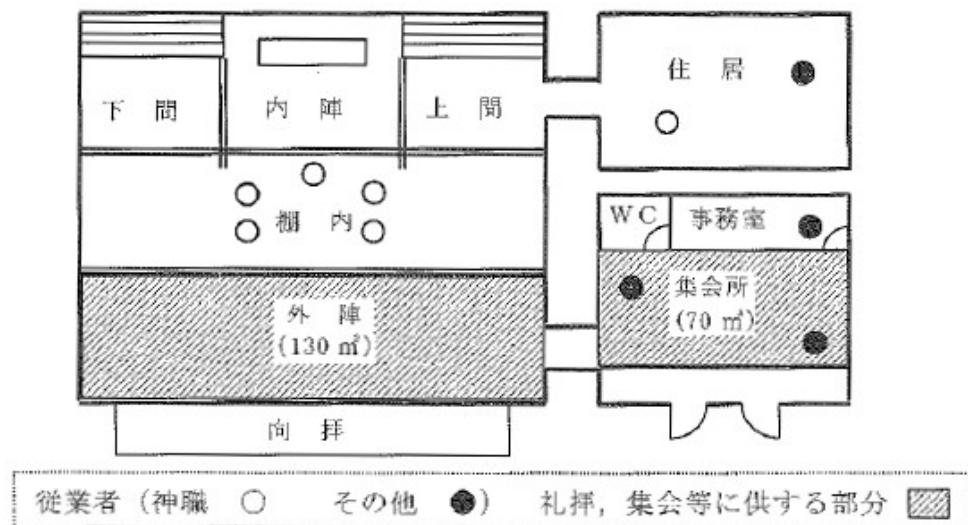
ア 算定要素の定義

(ア) 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。

(イ) 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

イ 算定例

(11) 項：寺院



(ア) 従業員 10人 (神職6人、その他4人)

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 200 m²

$$10 (\text{人}) + (200 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2)) = 76$$

となり、収容人員は、76人となる。

(12) 令別表第1 (10) 項、(12) 項～(14) 項 (停車場、工場、駐車場、車庫等)

規則第1条の3第1項 (表)

従業員の数により算定する。

算定要素の定義

車両の停車場の従業員には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者 (例 食堂・売店等の従業員) を含む。

(13) 令別表第1 (15) 項 (事務所等)

規則第1条の3第1項 (表)

従業員の数と、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

ア 算定要素の定義

「主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

(ア) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー (休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に算入すること。

(イ) 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。

(ウ) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

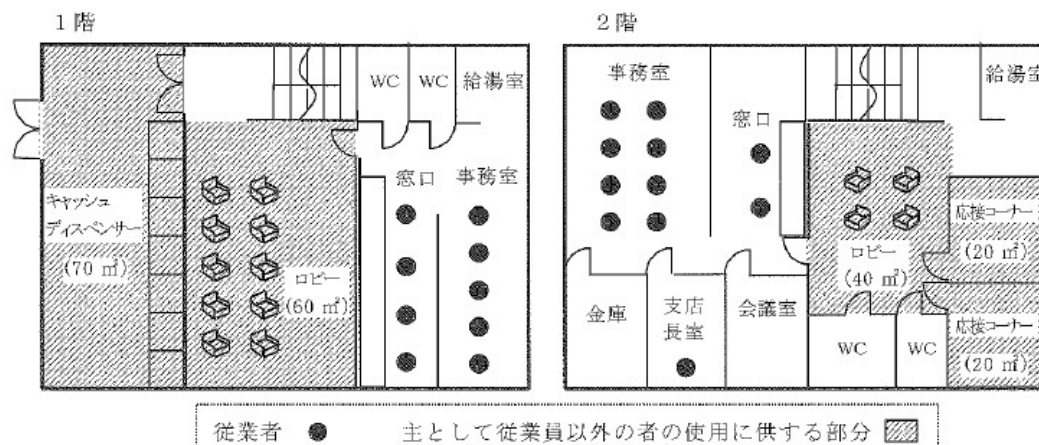
(エ) 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。

(オ) 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰所、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。

(カ) 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

イ 算定例

(15) 項：銀行



(ア) 従業者 20人

(イ) 主として従業者以外の者の使用に供する部分 210 m²

$$20 \text{ (人)} + (210 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 90$$

となり、収容人員は、90人となる。

(14) 令別表第1 (16) 項、(16の2) 項 (複合用途防火対象物、地下街)

規則第1条の3第2項

令別表第一(十六)項及び(十六の二)項に掲げる防火対象物については、令第一条の二第四項 の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

(15) 令別表第1 (17) 項 (重要文化財等)

規則第1条の3第1項 (表)

床面積を5平方メートルで除して得た数により算定する。

(16) 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船

規則第1条の3第1項 (表)

【仮使用の承認を受けたもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 仮使用認定を受けた部分については、当該仮使用認定を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数
- 2 その他の部分については、従業者の数

【仮使用の承認を受けたもの以外及び建造中の旅客船】

従業者の数により算定する。

ア 算定要素の定義

(ア) 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

(イ) 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号及び第18条第13項第1号に規定する仮使用をいう。

(ウ) 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁に仮使用するための承認を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として扱うものとする。(以下「仮使用部分」という。)

4 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。((6) 項ニ、(7) 項関係)
 - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
 - イ 特別教室については、その室の最大収容人員とすること。
 - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。